

教育民生常任委員会

平成30年9月18日(火)

教育民生常任委員会

定例会名 平成30年第3回定例会
招集日時 平成30年9月18日(火) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委員 長	須藤京子
副委員 長	藤田尚美
委員	鈴木かずみ
〃	石原幸雄
〃	柳井哲也
〃	板倉香
〃	山本伸子

欠席委員 なし

出席説明員

市長	根本洋治
副市長	滝本昌司
教育長	染谷郁夫
保健福祉部長	川上秀知
教育部長	川井聡
教育委員会次長	杉本和也
教育委員会次長	飯野喜行
教育総務課長	川真田英行
教育総務課学校建設対策監	佐藤孝司
指導課長	豊嶋正臣
放課後対策課長	吉田茂男
文化芸術課長	手賀幸雄
生涯学習課長	中野祐則
スポーツ推進課長	齋藤勇
国体推進課長	横田武史
中央図書館長	関達彦
社会福祉部次長	藤田幸雄
社会福祉部次長	小川茂生

社会福祉課長	糸 賀 修
こども家庭課長	結 束 千恵子
保 育 課 長	中 山 智恵子
高齢福祉課長	川真田 智 子
健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝
医療年金課長	石 塚 史 人

議会議務局出席者

書	記	塚 本 浩
書	記	中 根 敏 美

平成30年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育民生常任委員会

- | | |
|---------|---------------------------------------------------------|
| 議案第 50号 | 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 51号 | 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第1号） |
| 議案第 52号 | 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第 54号 | 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第 56号 | 物品購入契約の締結について |
| 議案第 58号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 59号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 60号 | 工事請負契約の締結について |
| 意見書案第7号 | 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について |

午前9時56分開会

○須藤委員長 皆様、おはようございます。

定刻前でございますが、皆様おそろいのようなので始めさせていただきます。

ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、市長、副市長、教育長、保健福祉部長、教育部長、教育委員会次長2名、教育総務課長、教育総務課学校建設対策監、指導課長、放課後対策課長、文化芸術課長、生涯学習課長、スポーツ推進課長、国体推進課長、中央図書館長、保健福祉部次長2名、社会福祉課長、こども家庭課長、保育課長、高齢福祉課長、健康づくり推進課長、医療年金課長であります。書記として塚本君、中根君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 50号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 51号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 52号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 54号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 56号 物品購入契約の締結について

議案第 58号 工事請負契約の締結について

議案第 59号 工事請負契約の締結について

議案第 60号 工事請負契約の締結について

意見書案第7号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

以上9件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に、議案説明、答弁等をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、議案第50号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第50号についての提案者の説明を求めます。保育課長。

○中山保育課長 保育課、中山です。よろしく願いいたします。

議案第50号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

今回の改正は、市が事業認可を行う地域型保育事業の設備及び運営について国の基準省令が改正されたことに伴い、市の条例の関係条項の改正を行うものです。改正内容としては3点あり、いずれも基準の緩和となっております。

1点目は、代替保育の連携施設の確保義務の緩和です。地域型保育事業においては、3歳児以

降の保育の受け入れや保育支援、職員が病気の場合の代替保育を行う連携施設を保育園、認定こども園、幼稚園のいずれかで確保することが認可の要件になっておりますが、これを代替保育の提供についてのみ、小規模保育事業A型・B型と事業所内保育事業所も連携施設になれるとするものです。

2点目は、食事の提供の経過措置の延長です。家庭的保育事業は自園調理が原則ですが、平成31年度末までに体制を整えればよいとの経過措置が設けられておりますが、今回の改正で経過措置を5年延長し、平成36年度末までとするものです。

3点目は、食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大です。家庭的保育事業において自園調理ができない場合は、連携施設である保育園、認定こども園、幼稚園または系列法人が運営する事業所からの搬入が認められておりますが、今回、保育園から調理業務を受託している事業者からの搬入も認めるものです。

これら3点の改正により、新規事業者の参入が促進できると思います。

なお、施行期日は公布の日からを予定しております。以上となります。

○須藤委員長 それでは、これより議案第50号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 幾つかの質問させていただきたいと思います。

まず、先日視察に行きましたこぼとナーサリー19人以下、それからせいけい、予定されているところ、これはいずれも小規模保育所のA型ということでよろしいのかどうか。これは家庭的保育ではありませんが、小規模保育ということでそれぞれの幼稚園との連携ということを確認させていただきたいと思います。

それで、今回の要するに家庭的保育、5人以内の場合の対応ということで、今、3点の説明がありましたけれども、2点目の食事提供のところ、36年まで経過措置とするということでしたけれども、5年の経過たった後、どう考えるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、こうした家庭的保育ということになりますと、これまでもいろいろ死亡事故等の懸念がいろいろあるわけなんです、例えば、2004年から2014年のデータですけれども、全国で死亡事故が160件ある中で、認可保育所が50人、認可外保育施設が113人となっているわけです。認可外保育の保育施設の死亡数というのは、認可保育所の約2.5倍ということになっているわけで、保育の質が異なるのではないかと懸念があるわけですが、そうした問題が大変危惧される場所なんですけれども、まして家庭的保育で代替保育をするということになりますと、いろいろな問題が出てくるのではないかと考えられるところです。

代替保育の危惧ということでは、1つにはほかの法人の施設だったりして保育の方針が違ってある中で、普段見えていない子供を保育することの不安というのが1つあるわけです。それから、2点目には、今、保育士が足りないということで、それぞれ大変な状況の中で保育しているわけで、そういう困難な中で代替保育を提供するための職員というのがそれぞれの施設で確保できるのかどうかということが2つ目にあるわけです。それから、代替保育を提供しているうちに、万一事故が発生した場合の責任の所在というのはどこにあるのかということが起きてくると思う

んです。それから、例えば、今、幼稚園も家庭的保育に代替で入るということもあるわけですが、3歳以上の幼稚園の先生が急に乳児を見るということの不安、そういうことが挙げられると思うんですが、まずその点についてどのように考えるのかということでお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 保育課長。

○中山保育課長 それでは、鈴木委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目としまして、ことし開園したこぼと夢ナーサリー、せいけい保育園のこれから整備するせいけい保育園ですけれども、こちらはいずれもA型となっております。連携施設は、それぞれこぼと幼稚園、成蹊幼稚園を予定しております。

それから、2点目としまして食事の経過措置ですけれども、36年まで延長されるということでこれを過ぎたらどうなるのかということですが、こちらにつきましては、今のところ、その後どのようなペナルティーがあるかとかというのは示されてはいないと思いますが、もし市内にこのような施設ができた場合には、早目に指導をして連携施設を確保するなり外部搬入するなり施設の整備をするなり、ちょっと指導してまいりたいと考えております。

3点目として、他の代替保育について、他の法人の施設での保育の不安があるのかということですが、今回の特例としては、家庭的保育事業に限ってなんです、代替保育のほかに連携施設としての役割としては、集団でなければ得られない保育行事の参加とかそういう保育支援とか、あとそのほか健康面とか、そのような相談業務というのも連携施設の役割としてなっておりますので、そういう日常からのお子さんとの交流を続けていくことによって、受け入れる連携施設についても子供さんの把握というのを前もってすることで、そのような初めてのお子さんを預かるというのではなく、ある程度理解したお子さんを預かれる体制になるのではないかと思います。

それから、代替保育を提供できる職員を確保できるのかという御質問ですが、こちらについては、そういう協定を提携していただくこととなりますので、そちらの体制は整えるように指導してまいりたいと思います。

あと事故の責任の所在についても、済みません、ちょっとこちらは今私ものはっきりわかりませんので、後でお調べしてお答えします。

それから、幼稚園の先生が保育児を見ることについての不安ということも、さきに御説明しました日々の交流の中でそのような保育の子供に対する低年齢児を見るということの理解を深めることによって不安を解消できるのではないかと考えております。もし、このような施設が市内にできたときには、そういうようなこともちょっと気をつけながら指導してまいりたいと考えております。以上となります。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今の説明の中で、最初のところで、ほかの法人等の施設、保育の方針が違う中で普段見ている子供を保育するということの不安ということで、連携施設の保育支援というお話があったんですけれども、これは連携施設というのはどう考えられているのかどうか。必ず家庭保

育をしているところがどこどこ連携施設をとるといふような、そういうことにあらかじめなっているのかどうか。今のお話ですと、保育支援、普段からつながりを持っていくということなので、そういう保育の連携施設があると、つくると受け取ったわけなんですけれども、その辺はどのように考えていらっしゃるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、死亡事故が万が一起きた場合には、どこが責任をとるのかということが大きな課題になってくると思うんですけれども、例えば、牛久市内でこれまで認可法人等でこうやってきているわけなんです、そういう死亡事故等の報告というのはされているのかどうか。それから、どこが責任をとるのかという2点について、お伺いしたいと思います。

○須藤委員長 保育課長。

○中山保育課長 連携施設につきましては、必ずこちらをいずれかの、今までですと保育園、幼稚園、認定こども園の中から設けなければならないというような制度になっておりますので、それは1つとは限らず、幾つと、複数の施設と連携しても構わないんですが、必ず設けることとなっております。

それから、死亡事故ですけれども、市内で死亡事故というのは、私は、済みません、このような事例があったとは把握はしておりません。以上となります。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 済みません。保育施設についての指導監督ということなんですけれども、認可か無認可か問わず保育施設への指導監督というのが、今後、特に大事になってくるかなと思うんです。これだけ小規模保育とかいろいろ拡大されていきますといろいろな問題が出てくると思いますので、そうしたチェック事項といいますか、その辺をきちんと行政としてチェックといいますか指導監督を早急に確立していく必要があるのではないかと思います、その点についてお伺いたします。

○須藤委員長 保育課長。

○中山保育課長 死亡事故が起きた、日ごろの指導監督ということですが、地域型保育事業につきましては、牛久市が認可していくこととなりますので、そちらについては、こちらもこれから研究して確立を努めていきたいと思っております。以上となります。

○須藤委員長 それでは、後に保育課長からは死亡事故等が起きたときの責任の所在について確認をして答弁をいただくということをお願いしたいと思います。

それでは、石原委員。

○石原委員 2点ほど確認しておきたいと思っております。

家庭的保育事業所というのが、現在、市内にはあるのかどうか。もしある場合は、何事業者あるのかという数の確認をしておきたいと思っております。

それから、2点目でございますが、これは一般質問のときにも申し上げましたが、政府は来年の10月から保育園の一部の利用料の無償化を打ち出していますが、家庭的保育事業所もその無償化の対象になってくるのかどうか。以上についてお尋ねいたします。

○須藤委員長 保育課長。

○中山保育課長 石原委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の家庭的保育事業の数ですけれども、こちらは現在、牛久市にはありません。

それから、2点目の来年10月から予定されています利用料の無償化につきましては、こちらの施設は対象となります。以上となります。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第50号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第51号、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第1号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第51号について提案者の説明を求めます。教育総務課長。

○川真田教育総務課長 おはようございます。教育総務課、川真田です。よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第51号、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第1号）の教育総務課所管部分について御説明させていただきます。

まず、歳出から14、15ページをごらんください。

上から2段目の表になります。教育費、教育総務費、事務局費の0105奨学金条例に基づき就学を支援する、積立金544万4,000円につきましては、ふるさと牛久応援寄附金の28年度、29年度の教育分野への寄附分として寄附されたもののうち、他事業への充当となっている部分以外の部分について奨学基金の原資として積み立てるものです。これによって基金の30年度末現在高見込みは、3,888万9,000円となる予定となっております。

その下の表になります。教育費、中学校費、学校建設費の0101牛久第一中学校体育館を改築する、工事請負費の減額5,849万3,000円は、平成29年度、国の経済対策による補正予算が組まれたことによりまして、29年度の補助事業として前倒しし、実施したための減額補正です。

その下、0104牛久南中学校の校舎を大規模改修する、工事請負費の減額2億8,079万3,000円、こちらについても上の事業と同様、国の補正予算で29年度に組んだための減額補正になります。

その下の表になります。教育費、幼稚園費、幼稚園費、0109旧第一幼稚園園舎を解体する、解体撤去工事2,700万円の補正につきましては、旧第一幼稚園園舎のアスベスト除去及び園舎解体工事等を行うための増額補正です。

また、9ページ、上から2つ目の表の下から3行目になります。国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金、中学校費補助金の学校施設環境改善交付金7,308万2,000円の減額、こちらにつきましては一中体育館及び南中校舎の大規模工事の2事業について減額補正に伴って歳入の減額補正を行うものです。以上です。

○須藤委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 放課後対策課、吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

私からは議案第51号、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第1号）のうち、放課後対策課所管の内容につきまして御説明させていただきます。

歳出予算についてであります。

14、15ページの中段、款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費、0132児童クラブを運営するの事業です。

児童クラブの運営における現在の一番の課題は支援員の確保であり、これに対応するため、平成30年度当初予算では、市任用の支援員の報酬のほかに人材派遣委託の予算を計上させていただきました。当初予算では、市任用の支援員として117万円分の報酬を、人材派遣委託の通年分の人材派遣委託として3名分の委託料を計上しておりますが、上半期の運営で当初計画時以上に市任用支援員の確保が厳しい状況であります。そこで、人材派遣での支援員確保の枠の拡大をお願いいたしたく、人材派遣委託料を増額するとともに、それに伴いまして、現段階での決算見込みから委託料の増額分と同額について市任用支援員の報酬額の減額を行うものであります。以上でございます。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課の齋藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

引き続き、補正予算の説明をさせていただきます。

同じく14ページ、15ページの下から2段目、款10教育費、項6保健体育費、2体育施設費、15工事請負費と18備品購入費でございます。

事業番号0102牛久運動公園を維持管理する、15工事請負費、維持補修工事、こちらにつきましては、平成29年度3月補正予算において、社会資本整備総合交付金の国庫補助事業を活用して3,000万円を計上し平成30年度へ繰り越したため、平成30年度分として計上してあった1,063万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、0106牛久運動公園体育館を維持管理する、備品購入費1,728万円、こちらは牛久運動公園体育館などで大規模な大会を開催する場合に客席が不足するため、移動式観覧席を購入するものでございます。この観覧席は、メインアリーナ、サブアリーナ、武道場に移動して使用可能なもので、国体開催時はメインアリーナにおいて使用します。使用は1ブロック4段26人用の観客席を6ブロック、合計156人分購入します。格納については、武道館内の格納スペースに格納する予定でございます。

続きまして、1つ飛びまして0113牛久運動公園調整池の有効活用を図る、15工事請負費、造成工事1,222万6,000円でございます。

こちらにつきましては、牛久運動公園多目的広場北側の調整池の斜面の一部を造成し整地、5,600平米の平面グラウンドをつくる工事です。国体など大規模イベント開催時は臨時駐車場として活用し、普段は子供から大人まで近隣住民の皆様などが自由に遊べる広場として解放する計画でございます。

スポーツ推進課所管分は以上でございます。

○須藤委員長 国体推進課長。

○横田国体推進課長 国体推進課の横田でございます。よろしくお願いいたします。

国体推進課所管事業の補正予算について御説明申し上げます。

先ほどのスポーツ推進課と同じ14、15ページをごらんください。

款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、0116国民体育大会の開催を準備する事業の25積立金の2、000万円の増額補正でございます。

来年の国体の本大会を見据えまして、平成25年度より毎年度2,000万円ずつの積み立てを行い、平成29年度までに1億円を積み立ててまいりました。平成30年に大会運営費を精査した結果、会場の設営費及び運営費等を積み上げた結果、約1億5,000万弱の運営費がかかるという試算となりましたので、来年の31年度の一般財源の負担を軽減するために、今年度も2,000万円の積み立ての増額を補正するものでございます。

次に、同ページの目体育施設費の0112牛久運動公園武道場を新設する事業の18備品購入の増額補正でございます。これは、来年、本大会に使用する空手道マットを購入するものでございます。平成30年度に茨城県市長会国体助成金の歳入がございましたので、来年度購入予定をしておりました空手道マットの購入を補正し、購入するものでございます。

それに付随しまして、8ページ、9ページに歳入がございました。この一番下、諸収入の雑入のところなんですけれども、これちょっと財政で確認いたしましたら、説明のところに書いてあります「茨城県市町村振興協会交付金」、これが間違いで、今、私が申し上げました「市長会国体助成金」の誤りだということが確認できましたので御報告申し上げます。以上でございます。

○須藤委員長 保育課長。

○中山保育課長 保育課です。

済みません、補正の説明をする前に、議案第50号の先ほど連携施設で起きた事故についての御質問に対する御説明をしたいんですが、よろしいでしょうか。

○須藤委員長 はい、よろしくお願いいたします。

○中山保育課長 ありがとうございます。

それでは、先ほど連携施設において事故が起きた場合の責任の所在についてということの御質問について御説明いたします。

連携施設とは、協定を交わして契約するという形になるんですけれども、委託するほうが事故の責任を持つというような取り決めをした事例もあります。ただ、具体的には協定書の中でこちらの件についても定めていくことになると思います。以上となります。

○須藤委員長 それでは、補正予算の審議に戻りたいと思います。保育課長。

○中山保育課長 それでは、保育課所管の補正予算について御説明いたします。

関連がありますので2つの事務事業の補正理由についての説明をあわせてさせていただきます。まず、12、13ページをごらんください。

3段目、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育園費、0110認定こども園の建設を支援する（保育園分）、19負担金補助及び交付金、補助金4,341万5,000円の増額補正、及

び14、15ページをごらんください。4段目、款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費、0108認定こども園の建設を支援する（幼稚園分）、19負担金補助及び交付金、補助金6,216万5,000円の減額の補正につきましては、柏田町にありますフレンド幼稚園の認定こども園への運営移行に伴い、現在の敷地内に新たに園舎を建設する施設整備補助金につきまして、補助対象経費の保育園と幼稚園との案分が確定されたことに伴い、予算を調整するものです。

歳入につきましては、この施設整備事業費の補正に伴うものとなっております。以上です。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課の川真田です。よろしく申し上げます。

高齢福祉課所管の説明をいたします。

まず、歳入の主なものについての説明となります。

補正予算書の8ページ、9ページをごらんください。

下から4つ目の枠をごらんください。

款18繰入金、項1他会計繰入金、目1特別会計繰入金の介護保険事業特別会計繰入金2,534万1,000円ですが、こちらにつきましては平成29年度介護保険事業特別会計の地域支援事業費等の精算により一般会計に繰り入れするものです。

次に、歳出となります。

12ページ、13ページをごらんください。

上から2つ目の枠になります。款3民生費、項1社会福祉費、目3介護保険費、0101介護保険事業特別会計繰出金ですが、こちらにつきましては平成29年度介護給付費市負担金等の精算により特別会計への繰出金2,131万2,000円を計上したものです。以上となります。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課の石塚でございます。よろしくお願いたします。

当課所管の補正について説明させていただきます。

12ページ、13ページをごらんください。

款3、項1社会福祉費の2段目、0101国民健康保険事業特別会計繰出金、こちらは後に御審議いただきます国民健康保険の特別会計の補正に伴いまして1,280万8,000円を減額補正いたすものです。以上です。

○須藤委員長 それでは、ただいまより議案第51号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言申し上げます。石原委員。

○石原委員 歳出について、1点だけ確認しておきたいと思います。

15ページです。

これは誰もが関心あることなんでしょうが、第一幼稚園舎の解体の件でございます。2,700万円の解体工事費の計上ということですが、具体的な解体の時期、今年度内にやるという議会答弁でございましたので、具体的にはいつごろを想定しているのかということが1点でございます。

2点目が、現在、考えているところの跡地の利用の問題、これについて、できましたら明確に

お答えをいただきたいと思います。以上です。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 石原委員の2点の御質問にお答えいたします。

まず、工事の時期ですが、補正予算が通りましてから執行を行います。それで、年内ちょっと出てしまうかもしれませんが、年度内には確実に更地にするということで考えております。

跡地については、6月議会での一般質問等でもお答えしておりますが、岡田小のPTAなどでもかなり利用しているという状況もあって、また一部に忠魂碑があるということで、その前の部分などは忠魂碑の駐車場等でも使用されることが予定されておりますので、そういった部分を考慮しております。ただし、それ以前に検討していた用地の今後の処分等も含めて継続して考えてまいります。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 跡地利用の問題については、最高責任者である市長にちょっと確認をしておきたいんですが、今、教育総務課長から敷地の売却も考えているというような含みの発言もあったと思いますが、市長としては、跡地の利用については基本的にはどのようにお考えでしょうか。改めて、市長、確認しておきたいと思います。

○須藤委員長 市長。

○根本市長 まずもって、一番最初に議会でも答弁したと思いますけれども、なぜ、私は売却できてからという話をしていたんですけれども、ただ、学校の近くにあのようなアスベストを使ったものがある。仮に地震が起きてそれが壊れた場合、どうなるかということになりまして、これはそういう悠長なことじゃないのかなということで、私、早速で補正でも、もう壊すしかないなということでかじを切っております。

ただ、やはり2,700万円、3,000万円近いお金を使うということで非常に大きな財政の負担になるわけでございます。その一旦のことで売却することを視野に入れたんですけれども、なかなか売却もままならない。また、あそこに碑がございまして、その碑も駐車場、また岡田小学校においても駐車場が少ないという話も聞いております。

そういうことを考えながらも、ただ、やはりこれからどのようになるか、ちょっと私たちも想像はできないところございますけれども、もし欲しい、処分できる場所があれば、私は処分して少しでも次の財源に充てることも、我々の大きな選択肢でもあることは言えると思います。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 じゃあ、再度、市長、確認しておきたいんですが、もし処分に出して、売りに出して買い手がつかなかった場合、市としての利用というのは何かお考えがありますか。

○須藤委員長 市長。

○根本市長 当分の間は駐車、岡田小学校の皆さんによつての駐車場ということを考えておりますので、あそこに何か建てるのか何か施設をつくるのかそういう計画はございません。（「以上です」の声あり）

○須藤委員長 柳井委員。

○柳井委員 せっかくの今、第一幼稚園の旧の解体の話が出たので、私も一般質問をやった経過がありまして、なぜ、あのとき一般質問したかといいますと、茨城県の多分教育委員会だったと思うんですが、新聞で、県でも計画的に教育施設のアスベストについては計画を進めていますよというような記事が載っていたんです。だけれども、遅々として進まない状況もそこにありました。その中で、牛久市の予定がずっと長期にわたって曖昧で、やるのか、やらないのか、市民の目から見たら放置しているだけのように見えるんですが、市としてはちゃんと危険のないように管理していますよという形でずっと来ていました。そういう中で私も質問したわけなんです、ここにきて、自前で2,700万円何とか補正でやりますということなので、もう大英断で、私も大歓迎のあれだと本当に喜んでるところなんですけれども、どうか地域住民の安心というんですか、やり方をちゃんとお知らせした上で、安全な形でやっていただきたいなと心からお願いしたいと思います。

その中で、県のそのような動きがあったことは、もう市としても予算の計上とかなんかあったんでしょうが、そのあたりでどうしてもだめだったんだとか何かありましたら、そのことについて触れていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 柳井委員の御質問にお答えいたします。

県のアスベスト計画的に撤去するよということもあったかと思うんですが、アスベストについては、特に各学校全てを含めて毎年、報告を上げているところです。その中で第一幼稚園については、今使っていない施設であるということと警備もかけて一応厳重に保全しているというところでこれまで保全してきたわけなんです、やはり岡田小の隣の跡地について売却処分ということも視野に入れて検討をしてきたところなんです、先ほど申し上げましたように忠魂碑等もあって、やっぱり跡地利用も限定的になること、またPTAなんかかなり駐車場としても使っているということで、行事の際にもやはり臨時駐車場が必要というような声もあること、また実は土地自体が昔からの土地で筆が岡田小と同じ筆になってしまっていて、それを分筆するのも結構な測量と分筆の費用がかかってくるのではないかというあたりから、ちょっと解体撤去費用の捻出ということを考えても難しいことに加えて、やはり地域の皆さんの御心配の声もあるということで、解体撤去に踏み切るというようなことになってまいりまして、これについては6月議会での答弁をしたところです。

そういったことで、他の施設も含めて学校施設については、アスベストについては基本的に管理しております。もちろん、二次製品の中に練り込まれて入っているというものが、一旦調査した後でも施設の奥から見つかる場合もありますが、それはその都度出した中で、暴露性がないものですからそれは大丈夫だと思うんですが、特に飛散性がある、暴露性のあるものについてはきちんと管理しているところです。以上です。

○須藤委員長 柳井委員の中に、近隣の地域住民の方へのお知らせについてもちょっとあったと思うんですけれども、その点について。

○川真田教育総務課長 済みません。漏れてしまいました。

やはり、地域住民の方も壊すときにきちんと周りへの飛散がないということが非常に重要になってくると思いますので、建物内の天井裏ということですので、まず内部的に処理をしてから、きちんと密閉した中で処理をしてから、その後で取り除いた後で外部を取り壊すという形でやっていきたいと思います。そのあたりはホームページ等でもお知らせして、ちょっと安心できるような形でやっていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○須藤委員長 ほかにございますか。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。何点かちょっとお聞きしたいと思います。

まず、児童クラブなんですけれども、市の支援員が見つからなかったということで委託をされているんですが、今、こちらの方、何人入っていて、どこの学校に入っているのかというのがわかりましたら教えていただきたいと思います。

この委託というのは、近隣でも今、よく土日のチラシを見ますと入っているんですけれども、自治体によって金額も違いますし経験によっても金額の設定が違ってはいますが、牛久市の場合にはどのような契約になっているのか、賃金のところですか、そこを教えていただきたいと思います。

それから、牛久運動公園武道場の新設で空手マットが入っているんですけれども、今回、別の議案で物品購入が上がっているんですが、これと一緒に上げずにこの補正で上がってきたという経緯をまずお聞きしたいと思います。

それから、移動式の観覧席が156席ということの話だったんですが、今、メインアリーナがちょっと調べましたら424席ありまして、移動観覧席を含めて500、600ぐらいですか、600席になるかと思うんですが、国体のとき、その席数で足りるのかどうか。あとは、武道館に移動観覧席を入れるとすると156席ですけれども、当初、全協のときのお話では、武道場は200席ぐらいの準備をするというお話もあり、あと、ことし1月のタウンミーティングに配られた資料を見ますと、これには300人ほどの観覧席が用意できるとは書いてあったんですが、そこら辺はちょっとどうなっているのかというのをお聞きしたいと思います。以上です。

○須藤委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 山本委員の児童クラブ関係の御質問にお答えいたします。

まず、人材派遣で支援員の確保している人数ですが、今現在、6名ほど確保しております。当初予算の段階では3名分、それは4月から3月までの3名かける12カ月分ということで予算をいただきましたが、とてもそれでは今現在、間に合わない状況があり、6名の方を5月ないし6ごろから、今のところ10月いっぱいという期限で現在、派遣をお願いするような契約で確保しているところでございます。なお、6名につきましては、8つの児童クラブがありますが、各1名ずつ6カ所に分散してございます。

それから、どのような契約形態かということですが、牛久市の場合には、人材派遣委託ということで支援員の派遣を委託する契約となっております。他団体で委託の契約で児童クラブの運営そのものをお願いする委託契約をしているところとして守谷市やつくばみらい市の例がございしますが、多分、人材の求人に乗っていたというのは、そういうところで人を確保するための求人だ

と思います。人材派遣という形での支援員の確保をしている事例としては、県南地方では、今のところ牛久市のみと私は把握しております。以上でございます。

○須藤委員長 国体推進課長。

○横田国体推進課長 御質問にお答えいたします。

まず、第1点の空手道マットの購入に際しましては、当初予定をしておりませんでした。先ほど申しました市長会からの国体に対する助成金ということが急遽500万円の歳入があったということで、来年の31年度の一般財源を少しでも軽減させるために、歳入されていました約500万円を空手道マットの購入に充てたという経緯でございます。

それと、あと観客席の数のまず問題なんですけれども、今、先ほど委員さんがおっしゃいましたように、常設で今424席の体育館に席があるということなんですけれども、実際、国体時には、真正面の席の真上の席は使えないというのは、その下に当然来賓とかそういう方々がおられますので、その上に席を設けるということはできないということで、実際の今の424席のうち、約300ちょい、三百五、六十席は使えると。だから、真後ろが大体50席、60席ありますのでその席は使えないということで、実際使えるのが350から60ぐらいの席が使えると。それで、今回の移動席で約150、ということは両方で500席ぐらいが仮設席となります。

ただ、今回の国体に対しましては、約1,000席の席を設けてくれということで、全空連というか全国の空手道連盟からそういう要望がございます。それにつきましては、あとは2階とか、あと1階もまだ余剰スペースがございますので、そこに仮設席を設けて約1,000席に近づけるように今設計を組んでいるところでございます。

それと、あと武道場が約156席ということでの仮設を設けるんですけれども、そのほかにつきましては、パイプ椅子で賄うということで考えております。これは今回の競技備品ではなくて事務備品として購入する予定でございます。以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。そうなりますと、今回、空手マットは平成31年度に最初買う予定であったということですが、今回、上がってきている議案第56号の物品以外に、まだ31年度に買わなければいけないもの、大きなものというのが空手マット以外にあるのかどうか。

それから、空手マットの500万円というのが市長会から出てきたということですが、これは当初は計画はなくて突然出てきたものなのか。こういったものがまた来年度も発生する可能性があるものかどうかというのちょっとお聞きしたいと思います。

あと、先ほど、じゃあメインアリーナが1,000席用意する必要があって、まだ500ということで仮設を考えているということであれば、それにはパイプ椅子ではなくて、何かそういうまた移動式のものとかがそういうものになるのかということを確認したいと思います。

○須藤委員長 市長。

○根本市長 マットなんですけど、私たちも市長会では要望いたしまして、もう少し国体についての補助を県に要望していました。そして、急遽500万円ということで来ましたので、そして、いわゆる来年の国体に向けて非常にマットがもう、今でも5面はあるんですけど、マットが非常に

傷んでいる。傷んでいるといっても、我々は見ても思わないんですけれども、ちょっとこの前、実際空手の大会でけがした人がおりました。これは何とかできないのかなど。また、プレ大会ございました。今回は、2面、日立市のマットが去年買ってまだ1回しか使っていないマットがありましたので、それをプレ大会に急遽変えてきまして、小川市長さんに貸してくれと言って、それでとにかく間に合わせて、それで間に合わせてプレ大会がございました。

それで、うちのも使っておりますけれども、そのとき、500万円で当初使うもの、まとめて買えば恐らく70万円近く安くなったんだっけ、そのくらいまとめて買うと、もう1枚100万円ちょっとするんですよ、高いもので。それをまとめて買えば、もう交渉して交渉して交渉して、そのくらいの値段が下がって500万円以内で済んだということで、そういうものの経緯がございます。

○須藤委員長 国体推進課長。

○横田国体推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

来年も市長会から助成金があることを期待しておりますので、これはちょっと私がもらえる、もらえないはちょっと話せませんので、市長に頑張ってくださいということでお願いしたいと思っております。

それと、あと仮設の席がどういうものかというのは、これはパイプ椅子ではなくて、よく大きな大会のときに段々になる仮設があるんですけれども、そういうものをメインアリーナの中、あと2階、そういうものをつくって1,000席に近づけるように、これから設計を組んで設置するという予定になっております。普通のパイプ椅子で賄うという意味ではございません。

それと、もう1点、来年度にそういう大きな備品の購入予定があるかどうかということなんですけれども、今の現在のところでは、大きな備品を購入するという予定はマットが最後になるかと思っております。以上でございます。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ふるさと応援基金からということなんですけれども、奨学金はこれからますます需要が高まってくるとされるわけなんです、現在、3,880万9,000円ですか、それで今後、ふるさと応援基金だけに頼ることで対応できるのかどうかということもあるわけなんです、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

それから、第一幼稚園の解体の方法なんですけれども、アスベストということで普通の解体とは違う何か特別なところがあるかと思うんですが、くるんどとかという話もありましたけれども、金額的にこれは特別、もうちょっと高いとかその辺があ普通の解体工事とどう違うのかということについて、金額の面も含めてお伺いしたいと思います。

そして、何でもかんでも売ることがベストとは思えないところもあるわけで、当面、駐車場としてということなんです、必要であれば駐車場でいいと思うんですけれども、何台ぐらいの駐車場がこれによって確保できるのかどうかということについて伺いたいと思います。

それから、牛久運動公園調整池の有効活用を図るところで、のり面の工事をして平面グラウンドを駐車場にというお話がありましたけれども、ここも駐車場にした場合は何台ぐらいの

駐車場が確保できるのかということについてお伺いします。以上です。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 鈴木委員の御質問にお答えいたします。

まず、奨学金なのですが、今現在、当初予算で毎年予算化しているのは大体各校3名ぐらいずつで、5校ありますので15名分、それを予算化しております。その中で、過年度については人数少ない部分もあり、一般奨学金です。交通災害遺児等奨学金はもちろん事実が発生したのに応じて予算組みますので、仮に15人かける3学年分ぐらい、高校の在学中ということで3学年分ぐらい見たときには、毎年540万円ぐらいの原資が必要になってまいります。と考えると、今の基金では大体7年ぐらいで枯渇してしまうかなという状況でございます。今回のふるさと基金での他の事業に充当した分以外の部分をいただけたという形なのですが、なかなか毎年毎年、そういう形でいけるのかどうかというところもわかりませんが、五、六百万円ぐらいずつの原資が毎年必要になってくると捉えております。

それと、アスベストの撤去工事については、当然、建物内で専門的な教育を受けた工事の方が密閉した状態の中で撤去する形になりますので、もちろん処分費も通常の工事よりは高くなってまいります。金額の2,700万円の内訳でいきますと、通常の解体だけですと1,481万7,000円です。アスベスト部分として1,136万8,000円を見ております。そのほかに、中に今備品等かなりちょっと詰め込んでありまして、それらについては使えないものもかなりあるということで、その部分の処分で81万5,000円という形でありますので、やはりアスベスト撤去があることで、それなりの手間もかかりますので通常の解体よりはかなり割高になっているということでございます。

台数は、正直、並べ方にもよって違うのでちょっとカウントはしていないんですが、後ろの忠魂碑等がありますのでその部分を大体切り取ってみると千二、三百平米ぐらいになってしまうかなということで考えております。ちょっと台数はカウントしておりません。以上です。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 鈴木委員の御質問にお答えいたします。

運動公園の調整池の平面グラウンドをつくった場合に、臨時駐車場とした場合に何台ぐらいとめられるかという御質問ですが、計算上、最大290台程度とめられる計算になります。以上です。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 1点だけ、奨学金のところでは一般会計からの繰り入れということも可能なのか、そういう考えもあるのかということについて伺います。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 これについては、毎年毎年、財政当局との調整になってくるかと思いますが、これまでも当然、原資がない中で一般会計からの繰り入れた上で下ろして奨学金を払うという形をとっております。以上です。

○須藤委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 それでは、以上で議案第51号についての質疑及び意見を終結いたします。

次の議案に入ります前に、ただいまの質疑中、50号についての答弁を一旦いただいたところですが、それについての質疑を補正予算の中でやってはいろいろ混乱すると思われましたので控えましたので、50号については一旦は終結したんですが、この委員会の中で足りなかった答弁をいただいたので、この件について再度議題に供したいと思えます。

それでは、先ほどの答弁に対する御質疑ありましたらどうぞ。鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどの中で死亡事故が家庭保育において起きた場合にはどこが責任をとるかというこの質問をしたわけですがけれども、家庭保育者との連携施設の中で協定をしていて、委託をしたほうが責任をとるといような説明に聞こえたわけなんですけれども、委託をしたほうということがちょっと私もよくわからないでいるのと、それと、市としての責任というのは一切ないということなのかどうか、その点について確認したいと思えます。

○須藤委員長 保育課長。

○中山保育課長 それでは、鈴木委員の御質問にお答えいたします。

委託をしたほうという表現だったので、こちらは家庭的保育事業のほうが委託者になるとなります。

それから、市の責任ということですが、こちらについては、やはり保育を実施している、今回は連携施設で起きたんですが、委託者のほうが責任をとるといことで、市が直接責任というのではないかと思えます。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この条例をつくって、そういうことに道を開くわけで、市としての指導監督というのが本当に問われないのかどうかといことは、今は答弁は結構ですがけれども、改めて、もし、でしたら後でお伺いしたいと思えます。

○須藤委員長 以上で議案第50号について追加で審議させていただきまして、ありがとうございました。

それでは、次に議案第52号について、平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第52号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 議案第52号の平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書の6ページ、7ページをごらんください。

こちらの歳入と歳出、一緒に載っております、主なものといたしましては、歳入では3段目の前年度繰越金、これは前年度の余剰金を繰り越したものでございます。

歳出では、2段目です、償還金、こちらは療養給付費交付金という退職者医療の交付金で、前年度の精算として超過交付を受けていた分785万8,000円を返還するものであります。

一番下の支払準備基金積立金、こちらは前年度繰越金の4,266万6,000円のうち、半分以上ということで、2,200万円を基金に積み立てます。その結果、積立後の残高が5,24

3万255円となる予定となっております。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第52号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 国保会計で改めてちょっと確認をしておきたいと思います。

2つございますが、まず1点目が、次年度以降の歳入歳出というものについて、担当課としてはどのようなシミュレーションをしているのかと。数字の伸びとか減額とか、その辺について確認しておきたいと思います。

それから、2点目でございますが、ジェネリック医薬品の関係でございますが、これはどのぐらいの割合で使われているのかという数字を把握していればお示しをいただきたいのと、通常の薬を使った場合とジェネリック医薬品を使った場合の数字の差と申しますか、効果がどのぐらいあるのかということ把握していれば、その辺についてお示し願いたいと存じます。以上であります。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 石原委員の質問にお答えします。

まず1点目、次年度以降のシミュレーションということで、現在、医療費は年々被保険者の減少によって下がることは見えているんですが、今年度からの都道府県化ということで事業費納付金が一応一般会計への繰入金とかに影響するんですが、一応31年度については今後11月か12月以降に、また県から納付金が算定されますので、その結果を待って、見てから検討してみたいと思っております。

それから、ジェネリック医薬品なんですが、済みません、私、今ちょっと資料が、使用割合なんですが、これが数量ベースで資料はあるんですが、ちょっと今、手元にありませんので、後でお知らせいたします。

あと、ジェネリックと新薬の差なんですが、牛久市では、年3回から4回、ジェネリック使った場合で100円以上の差が出る場合の薬を抽出して、一応、対象の方にお知らせしております。これは一応、その差の最大が幾らになるかというのはわからないんですが、県内では大体100円から300円ぐらいの差が出るようなものを対象として勧奨通知とかはしている模様なので、最大幾ら出るかは薬品によっても違いますので、今のところ、ちょっとよくわかりません。以上です。

○須藤委員長 委員の方に申し上げます。一般質問ではございませんので、なるだけ議案に沿った形で、関連しても結構ですけれども、追求はある程度勘案していただきたいと思います。石原委員。

○石原委員 御指摘を尊重したいと思いますので、この議案に基づいた再質問を1点だけさせていただきます。

今年度の会計規模が85億3,812万8,000円ということでございますが、これは今、現時点で次年度の会計規模というのはどのぐらいになると判断をしているのか。要は、これを上回ると考えているのか、それともほぼ横ばいなのか、また上回る場合、100億円を超えるなん

てこともあるのかどうか、その辺、お答えいただければと思います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 石原委員の再質問にお答えします。

先ほどもお答えしたんですが、今後、県から事業費納付金の提示がありますので、それによって上がるか下がるかということで、ただ、100億円になるというのは、それはちょっと考えられないんです。市の医療費としては年々下がっていきんですが、ただ事業費納付金としてほかの市町村の分も負担するしかないということで、そんなに極端に上がるとは思っていないんですが、大体横ばいぐらいではないかなと見ております。以上です。

○須藤委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第52号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第54号、平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第54号について、提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課の川真田です。よろしくお願いします。

議案第54号、平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、歳出より御説明させていただきます。

補正予算書の8ページ、9ページをごらんください。

まず、一番上の款2保険給付費の目1介護居宅介護サービス給付金につきましては、前年度精算により国庫支出金が追加交付となったことから、財源のうち一般財源分が減額となるもので、歳出金額の増減はございません。

次の段の地域支援事業費の目サービス事業費についても、前年度精算により支払基金交付金が追加交付となったことから、財源のうち一般財源分が減額となるもので、歳出金額の増減はございません。

次に、中段の準備基金積立金です。介護給付費準備基金積立金については、前年度の繰越金4億5,060万8,000円に平成29年度の国庫、県費等の精算により合計して、4億5,421万8,000円を準備基金積立金として積み立てるものであります。

次に、その下、積立金の下の償還金です。内容としては、平成29年度の事業費確定による精算返還として2,118万1,000円を国・県等に返還するものです。

次に、一番下の一般会計繰出金です。こちらについても前年度の事業費確定による精算繰り出しとして2,534万2,000円を一般会計へ繰り出すものです。

次に、歳入になります。

6ページ、7ページをごらんください。

こちらは款を1回で説明するために、款3国庫負担金、同じく款4支払基金交付金、同じく下の款5県負担金のいずれも平成29年度の事業費の精算による追加交付分の増額となります。

その下、款7繰入金、項1一般会計繰入金につきましても、平成29年度の介護給付費の精算による市負担分の追加交付と、平成29年度分の低所得者保険料軽減負担金の追加交付となります。

一番下の繰越金につきましては、前年度繰越金となります。以上となります。

○須藤委員長 これより、議案第54号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 簡潔に1点だけ質問させていただきます。

要支援者2から要介護者5までの最新の対象人数をお示し願いたいと存じます。以上です。

○須藤委員長 これは正確な資料が必要だろうと思いますので、後に資料提供していただいても結構でございます。今、答えがないと、よろしいですか。（「担当課長であれば、当然把握しているものと思ったものだから確認で」の声あり）

では、課長、後でも結構です。アバウトな数字では質問者も困るでしょうから、後でその辺のところを。

○川真田高齢福祉課長 大変申しわけございません。きちんと正確な数字を御報告申し上げたいと思いますので、後ほど回答させていただきます。（「わかりました。結構です」の声あり）

○須藤委員長 そのほか。鈴木委員。

○鈴木委員 準備基金積立金で4億5,421万8,000円ということなのですが、この積立金の総金額がこれによって幾らになるのかということ伺います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 鈴木委員の御質問にお答えいたします。

今回の積み立てをいたしまして30年度末の見込みになるんですけれども、こちらの金額が16億5,793万2,333円となる見込みでございます。

○須藤委員長 ほかに質疑及び意見のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第54号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第56号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

議案第56号について、提案者の説明を求めます。国体推進課長。

○横田国体推進課長 国体推進課の横田です。よろしく願いいたします。

議案第56号、物品購入契約の締結について御説明申し上げます。

去る7月25日に執行いたしました指名競争入札について物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

契約の目的は、先ほど申し上げました平成30年度牛久運動公園武道館スポーツ備品購入になります。

契約の方法が指名競争入札、契約の金額は2,422万800円、これは消費税込みでございます。

契約相手方は、龍ヶ崎にある池田スポーツでございます

概要といたしまして、平成31年3月完成予定の牛久運動公園武道館に設置するスポーツ備品の購入で、武道館意見等調査委員会に参加している各武道団体に必要備品を確認し、必要とするスポーツ用備品を購入するものでございます。

主なスポーツ用品の備品といたしましては、柔道用の畳、これは国際規格のものでございます。合計で414枚でございます。そのほかに少林寺用マット、フロアシートの巻取機等でございます。以上でございます。

○須藤委員長 これより、議案第56号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第56号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第58号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案第58号について、提案者の説明を求めます。教育総務課長。

○川真田教育総務課長 議案第58号工事請負契約の締結につきましては、平成30・31年度ひたち野うしく中学校新築工事、工区1の建築工事です。

まず、4枚目にあります参考資料の全体の位置図をごらんください。

今回の工事は、ひたち野うしく中学校建設工事全体を工区割りしたうちのちょうど真ん中部分、工区1として色づけされた部分の工事になり、校舎、体育館、西門近くのトイレ棟1及びエリア内の外構工事等になります。

契約方法といたしましては一般競争入札。

落札金額、税込で19億6,862万4,000円。予定価格に対する落札率99.84%。

契約相手方につきましては、3者の入札がございまして、相手方が株木・塚原特定建設工事共同企業体。代表構成員が水戸市の株木建設株式会社、構成員が牛久市の塚原建設株式会社、工事場所は牛久市東獺穴町1341-1ほかになります。

工期につきましては、議決をいただいた日の翌日から32年の2月28日までとなっております。

工事概要といたしましては、まず校舎棟につきましては、木造平屋建ての6056.63平米、建物内の諸室については、普通教室、特別支援教室、ほか資料のとおりでございます。体育館棟につきましては、鉄筋コンクリート、一部鉄骨造で2階建て、延べ床面積が1854.32平米、建物内の諸室については、アリーナ、ステージ、そのほか資料のとおりとなっております。トイレ棟につきましては、鉄筋コンクリートの平屋建てで31.02平米、男女トイレと水飲み場となっております。外構といたしまして、工事エリア内の駐車場、雨水排水、圍障、幼稚園と接続するための渡り廊下、防火水槽などとなっております。

工事費につきましては、本年度が3、次年度が7という形の割合での実施を見込んでおります。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第58号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある

方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 よろしいですか。

以上で、議案第58号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第59号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案第59号について、提案者の説明を求めます。教育総務課長。

○川真田教育総務課長 議案第59号につきましては、同じく平成30・31年度ひたち野うしく中学校新築工事、工区1のこちらは電気設備工事になります。

工事のエリアにつきましては、先ほどと同じでございます。

契約方法、一般競争入札。

落札金額、税込で3億4,128万円。予定価格に対する落札率99.12%。

契約相手方、飯島・竹内特定建設工事共同企業体。3者の入札がございました。代表構成員が牛久市の飯島電気株式会社、構成員が牛久市の株式会社竹内電気になります。

工事場所も先ほどと同じです。

工期につきましては、議決をいただいた日の翌日から32年の2月28日まで、先ほどと同じです。

工事概要、校舎棟につきましては、電灯、動力、情報通信、誘導支援、テレビ共同受信、拡声、映像音響、防犯カメラ、火災報知などの電気設備工事。体育館棟につきましては、校舎棟とほぼ同様の電気設備工事のほか、ステージ周りの舞台照明設備工事等がございます。トイレ棟につきましては、電灯設備工事になります。外構といたしまして、受変電設備と構内の配電線路、通信線路の設備工事になります。

同じく本年度3、次年度7の割合での実施を見込んでおります。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第59号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 よろしいでしょうか。

以上で、議案第59号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第60号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案第60号について、提案者の説明を求めます。教育総務課長。

○川真田教育総務課長 議案第60号につきましては、同じく平成30・31年度ひたち野うしく中学校新築工事、工区1のこちらは機械設備工事になります。

工事のエリアにつきましては先ほどと同じでございます。

契約方法、一般競争入札。

落札金額、税込で2億8,296万円。予定価格に対する落札率97.21%。

契約相手方、関東・稲敷特定建設工事共同企業体。こちらは4者の入札がございました。代表構成員が龍ヶ崎市の株式会社関東エルエンジニアリング、構成員が稲敷市の稲敷設備工業株式会

社。

工事場所も先ほどと同じ。

工期につきましては、議決をいただいた日の翌日から32年の2月28日まで。こちらも先ほどと同じになります。

工事概要といたしましては、校舎棟につきましては、空調、換気、衛生器具、屋内給水、屋内排水、給湯、消火、都市ガス、屋根散水などの機械設備工事になります。体育館棟につきましては、換気、衛生器具、屋内給水、屋内排水、消火などの機械設備工事。トイレ棟1につきましては換気、屋内給水、屋内排水などの機械設備工事。外構といたしましては、屋外給水、屋外排水などの設備工事となっております。

同じく今年度3、次年度7の割合での工事の実施を見込んでおります。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第60号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 済みません、1件だけお願いします。

校舎棟の工事の中に、屋根散水設備というのが入っております。これは大体お幾らぐらいかかるものなのかという金額を教えてくださいと思います。あと、これが整備されるのは普通教室棟だけなのか、特別教室棟とか事務棟もありますけれども、そちらも入るのかどうか。あと空調設備もありますので、これはエアコンと同時に動かすというのが基本になっているのか。あと稼働する期間です。年間のうちどれぐらいということを見込んでいらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 学校建設対策監。

○佐藤教育総務課学校建設対策監 学校建設対策監の佐藤でございます。よろしくお願いたします。

屋根散水システムについて御説明いたします。

屋根散水につきましては、委員お見込みのとおり普通教室棟のみです。子供たちが通常生活する普通教室棟について、室内温度の低下ということを見込んで設置するものがございます。効果につきましては、以前にもお話ししましたけれども、実績として3度ないし4度の低減効果があると聞いております。

それと、稼働につきましては、エアコンと連動ではなくて、まず屋根散水を今の気温の状況ですと5月から10月ぐらいまでは稼働させて、それで室内温度の低下がある程度行えますので、それでもなおかつ室内温度が高い場合には、エアコンを稼働させるというようなことで、エアコンの使用を極力抑えられるシステムということで考えてございます。

屋根散水システムの金額でございますけれども、これは全体の工事費の中で案分して、経費については案分ということになりますので、約240万円と見積もってございます。以上でございます。

○須藤委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 体育館棟ということで上がっておりますが、58号で質問するべきことだったかも

しれないんですが、体育館の中で倉庫とありますけれども、今、防災倉庫の設置などが各学校に求められているのではないかと思うんですが、その点についてはどう考えていらっしゃるのかということをお伺いいたします。

○須藤委員長 学校建設対策監。

○佐藤教育総務課学校建設対策監 鈴木委員の御質問にお答えいたします。

防災備品を収納する箇所につきましては、当初からそういう名目で施設を設置しますと、これはいわゆる教育施設ではないということになってしまいますので、補助対象から外さなければならぬということもございます。ですので、完成した後に、これはある程度もう予定はしておりますけれども、体育館内の倉庫のある部分をそういった防災備品を入れる場所としてある程度確保はしてございます。ただ、当初はやはり教育施設としての整備ということもございますので、当初からここですということにはしない予定でございます。以上です。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 それでは、以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見を全て終了いたします。

続いて、討論を行います。行う方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第50号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第59号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第60号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。
ここで執行部の方は退席されても結構です。

次に、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第7号について意見のある方は御発言願います。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で意見書案第7号についての意見を終結いたします。
続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第7号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これもちまして教育民生常任会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時35分閉会